福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化」について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る見える化要件に基づき、特定処遇改善加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表します。

〇加算の取得状況

　福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

　福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ

〇賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

　≪入職促進に向けた取り取組≫

・法人の経営理念や支援方針、人材育成方針、その実現化のための施策等を明確にして職員内で共有できるようにしています。

・職業体験の受け入れや地域との交流により職業魅力の向上に取り組んでいます。

≪資質向上やキャリアアップに向けた支援≫

・働きながら資格取得を目指す職員への受講支援や、より専門性の高い療育技能を取得しようとする職員への強度行動障害支援者養成研修、児童発達支援管理責任者研修等の受講支援をしています。

・研修や資格取得を人事考課に連動しています。

・上位者による定期的、随時のキャリア面談、相談の機会を確保し、キャリアアップを支援しています。

≪職場環境の改善≫

・有給休暇が取得しやすい環境を整備しています。

・短時間労働者等も受診可能な健康診断、職員のための休憩室設置等、健康管理対策を実施しています。

・事故、トラブル等への対応マニュアル等の作成、見直し体制を整えています。

・文書、ICTの工夫により、情報共有や作業負担の軽減を図っています。

・利用者本位の支援方針に基づき、支援会議やミーテイング等を通して個々の職員と問題意識を共有して支援内容の改善を図り、支援の好事例や利用者・家族からの謝意等を共有することによって、やりがいや働きがいを実感できる職場作りを目指しています。